

市第13号議案

横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例の廃止

横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例を廃止する条例

横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例（平成26年2月横浜市条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

所期の目的が達成されたため、横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例を廃止したいので提案する。